

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

改め、同条第三項中「、特に必要があると認めるときは」を削り、「臨時に」を「センターの利用の状況に応じて、期間を定めて、」に改める。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

大分県報

号外 (二)
二月三日

(火曜日)

目次

規則

おおいた動物愛護センター利用規則の一部改正………

○規則

おおいた動物愛護センター利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月三日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県規則第一号

おおいた動物愛護センター利用規則の一部を改正する規則

おおいた動物愛護センター利用規則（平成三十年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「特に必要があると認めるときは、臨時に」を「センターの利用の状況に応じて、期間を定めて、」に改める。

第三条第一項中「休業日は」の下に「、」を加え、同項の表中「ドッグラン」を削り、「この号」を「この表」に、

多目的広場
十二月二十九日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から
同月三日まで

ドッグラン等
一月曜日から金曜日まで（休日を除く。）（ドッグランに係るものに限る。）

二十二月二十九日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から同月三日まで

令和八年二月三日

大分県報号外（規則）

一